第10章 水防費用

第1節 費用負担

1 費用負担

水防管理団体の所管する区域の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。 ただし、他の水防管理団体に関する応援のために要する経費の負担は、応援を求めた水防管理団体 と応援を求められた水防管理団体との間において協議し、決定する。(法第41条・第23条)

2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は富山県知事にあっせんを申請することができる。 (法第42条)

第2節 公用負担

1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場に おいて次のような権限を行使することができる。(法第28条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記 $(1)\sim(4)$ ((2)における収用を除く)の権限を行使することができる。

2 公用負担権限者及び同権限被委任者の証明書

公用負担の権限を行使する者が水防管理者、水防団長又は消防機関の長であるときは、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けて権限を行使する者であるときは、水防管理者より交付される公用負担権限委任証(附表-23)を携行し、関係者又は一般人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 公用負担の証票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた証票(**附表-24**)を2通作成し、1通は行使者が保管し、他の1通は目的物の所有者若しくはその管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対して、時価によりその損失を 補償しなければならない。